

9 人 権 教 育

人権に関する問題は、部落差別をはじめとして、女性、子ども※、高齢者、障害者、外国人、ホームレス、性的少数者等、その背景や経緯は多様である。このような多様な人権問題を解決、解消していくためには、人権尊重の精神を培い、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくことが必要であり、その基礎を築くために学校教育が果たす役割は重要である。

学校においては、児童生徒一人一人が互いに違いを認め、尊重し合い、それぞれのよさや可能性を発揮して自己実現を図りながら、教員と共に信頼し合い、共感し合って温かい人間関係をつくる教育活動を展開することが望まれている。人権問題を直感的に捉える感性及び人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の育成を目指して、また、持続可能な社会の構築に向けて、他者との関係性、社会との関係性を認識できるようにするため、全ての学校で人権教育の取組を充実させることが必要である。

※「子ども」－「あいち人権推進プラン」に準じて表記。

1 学校における人権教育の目標

学校における人権教育の目標は、社会の中のあらゆる差別や偏見をなくすため、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成することである。そのためには、児童生徒の発達段階に応じ、差別の問題に関して知的理解を深め、人権感覚を身に付けた態度や行動がとれるようにしなければならない。

【人権教育を推進するための観点】

- 人権感覚を身に付ける
 - ・ 基本的人権の尊重が、社会生活の基本であることを自覚し、望ましい人間関係を築く。
 - ・ 科学的・合理的な見方や考え方を育て、差別を見抜く力を養い、社会的な判断力を身に付ける。
 - ・ 利己的・排他的な考えによる狭い仲間意識を越えた強い正義感を身に付ける。
- 態度や行動に現すことができる
 - ・ 強い意思と自主自立の精神を養い、よりよく生きようとする主体的な態度を身に付ける。
 - ・ 職業に対する偏見をなくし、差別のない確かな勤労観・職業観を身に付ける。
 - ・ 確かな学力を培い、主体的に学ぶことのできる意欲や態度を身に付ける。

2 人権に関する重要課題への学校での対応

○ 部落差別

部落差別に関する人権教育を推進するためには、何よりも指導する教職員が資質の向上に努め、感性を磨き、豊かな人権感覚を身に付けることが大切である。そのためには、計画的・体系的な教職員研修を実施し、意識の高揚と資質の向上を図る必要がある。また、学校はこれまでの同和教育の成果と、平成28年に公布された「部落差別の解消の推進に関する法律」、令和2年12月に一部改正された「部落差別を解消するための教育基本方針」(愛知県教育委員会)の趣旨を踏まえ、児童生徒の発達段階や地域の実態に即して、「部落差別の正しい理解のために」(愛知県教育委員会)等を活用しながら、基本的人権の尊重を基盤とした実践的態度の育成を図り、差別や偏見をなくし、明るい社会を実現していく意欲と実践力を身に付けた児童生徒の育成に一層努める必要がある。

○ 女性

男女平等と人権の尊重についての認識や価値観は、幼児期からの成長過程で形成される。このことを踏まえ、発達段階に応じて男女共同参画社会の大切さを理解させ、男女が互いの個性や能力を尊重し合い、相互の深い理解と信頼のもとに協力して行動する心や態度の育成を図る。

また、ドメスティック・バイオレンスについては、子供の前での暴力が子供の心に傷を与える虐待であることを踏まえるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、配偶者に対して被害者の子への接近禁止命令を発することができることにも留意して、適切に対応したい。

○ 子供

「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童生徒の人権に配慮し、一人一人を大切にした教育活動に努めるとともに、発達段階に応じた指導を通して、基本的人権の精神の^{かんよう}涵養を図る。

いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題である。この問題の解決には、児童生徒の個性を生かす教育を行うとともに、体験的活動や集団活動等を通じた実践的な教育を行い、児童生徒一人一人が自分の人権とともに、相手の人権も尊重する態度を身に付けるなど、社会性の育成に努めることが大切である。不登校、社会生活への不適應等の課題に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、児童生徒や保護者のための相談活動を充実させる必要がある。児童虐待については、早期発見と早期対応に努め、児童相談所をはじめとする関係諸機関等と連携して、より一層適切に対応したい。

また、性犯罪・性暴力は、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えるものである。決して児童生徒を加害者・被害者にしてはならない。そのために、文部科学省が内閣府と共同で作成した教材や指導の手引等を活用し、「^{いのち}生命の安全教育」を推進することが大切である。性被害に遭った児童生徒には、児童相談所、警察等の関係機関の協力を得て対応することが有効である。

○ 高齢者

社会の高齢化が進む中で、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の国連5原則を理解することが大切である。さらに、学校においては、主に社会科や道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等において高齢者に対する尊厳や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に対する基礎的理解や介護・福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進する必要がある。

また、伝統と文化を尊重する教育を推進するために高齢者から教わる活動やボランティア活動等を通して、相互に理解を深め尊重し合う取組を促進することも大切である。

○ 障害者

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある子供の障害の状態や教育的ニーズに応じた教育内容・方法の改善、充実を図ることが必要である。そして、将来の自立と社会参加に向けた基礎的・基本的な知識、技能を修得できるように、障害に応じたきめ細かな支援をすることが重要である。また、障害のある人に対する理解と認識を深めるため、学校間や地域における交流及び共同学習やボランティア活動をはじめとする体験活動を促進したい。

○ 外国人

近隣に住む外国人の増加に伴い、言語・価値観等の違いによる誤解や相互理解の不足による外国人に対する人権問題が生じている。また、戦前からの歴史的経緯を背景にもつ在日韓国・朝鮮国籍の人々への差別や偏見も存在している。学校では、諸外国・地域の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、我が国の文化と伝統を大切にする態度の育成を重視していく必要がある。

外国人児童生徒や帰国児童生徒とその他の児童生徒を一体的に捉え、相互啓発を促すことにより、多文化共生意識を醸成し、異文化理解の深化が図られるような国際理解教育を推進していきたい。

○ 性的少数者

性的少数者の児童生徒は、自らの性自認や性的指向に対する無理解や差別による悩みを抱えている。性的少数者への教職員及び児童生徒の理解を促進するために、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について（教職員向け）」等を参考に、当該児童生徒への十分な配慮と、きめ細かな支援の充実を図っていくことが必要である。

○ 感染症患者等

新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者、医療従事者、その他社会機能の維持に当たる方やその家族等に対する差別や偏見につながるような行為は、不適切であり、断じて許されないものである。そこで、全ての教職員は、公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がけるとともに、児童生徒等に対して、誰でも感染者や濃厚接触者になる可能性があることをホームルームや集会等の機会に繰り返し指導することが重要である。

○ 様々な人権をめぐる問題

人権に関する問題は多岐にわたり、犯罪被害者等、ホームレス、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、婚外子に対する差別や偏見、北朝鮮当局による拉致問題、人身取引、ハラスメント、災害に伴う人権問題等がある。また、新たな問題であるインターネットによる電子メールやWebサイト、電子掲示板やSNS等を利用した差別的情報掲示、個人情報の流出、プライバシーの侵害等の問題については、情報の収集・発信における個人の責任を理解させた上で、人権に配慮した情報モラル教育の充実を図ることが必要である。

3 学校における人権教育の推進

(1) 教育活動全体を通して計画的に進めよう

人権教育を具体化するためには、まず、児童生徒の実態や地域の実情、それぞれの学校の教育的課題に応じた人権教育の基本方針を立てる必要がある。そして、この基本方針の実現を目指すために、それぞれの教科等がどのような役割を分担すべきかを明らかにした人権教育の全体計画を作成する。その上で、児童生徒の発達段階を踏まえ、系統的かつ発展的な指導をしていくための具体的な指導計画を作成していく必要がある。

(2) 人権教育の推進体制を確立し、研修の充実を図ろう

人権教育を推進していく基礎は、全教職員が豊かな人権感覚を身に付けていくことである。そのためには、研修に関する企画立案、年間指導計画の策定や実践の点検・評価の取りまとめ等を担う推進体制を確立していく必要がある。そして、日常の教育活動の様々な機会や場面で、人権教育を実践できる資質と能力を身に付けるための研修を充実していくことが大切である。

(3) 人権問題を自らの教育課題とし、日常の指導の充実を図ろう

人権教育を推進するに当たっては、教職員一人一人が、様々な差別や偏見に関わる事象を通して、人権問題を自分の課題として敏感に捉え、人権を尊重した言動を率先して行うとともに、児童生徒が互いの人格を認め合えるような教育活動を日常的に展開する必要がある。

また、人権に関する先進的な取組をしている学校や研究指定校等の実践的な取組や研究の成果を参考にして、指導方法・内容の改善や充実に努めることも大切である。

(4) 家庭や地域社会との連携を図ろう

人権教育を一層充実するために、家庭や地域社会との連携・協力を図り、それぞれの教育機能を十分に生かすとともに、人権教育の正しい認識と理解が一層深まるよう、授業公開を実施したり、人権教育の取組を紹介したりするなど、教育・啓発活動に努めることが大切である。

(5) 持続可能な社会の構築に積極的に取り組もう（ESDを通じたSDGsの達成）

持続可能な社会の構築に向けて、学校での人権教育においても、単に知的理解にとどまることなく、体験的な活動も取り入れながら人権感覚を高めるとともに、他者との関係性、社会との関係性を認識できるようにすることが大切である。

(6) キャリア教育の充実を図ろう

人権教育においては、確かな勤労観・職業観を育てるとともに、児童生徒が将来の見通しをもって「生き方」を学ぶことが大切である。そのために、自己理解を深め、他者の多様な個性を理解し、互いに認め合う態度を身に付けさせたい。

4 人権教育の指導の充実

(1) 学校教育において指導の充実が求められる人権尊重の理念をもとう

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること

（「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」平成20年3月 文部科学省）

(2) 実践力を育成しよう

教員が一方向的に指導するのではなく、児童生徒一人一人が人権問題について自ら考え、互に関わり合いながら、それぞれが異なる意見をもっていることに気付くようにしたい。その上で、授業で身に付けた価値を知識で終わらせず、行動に移していく態度や技能を育成することが大切である。また、そのための場の設定をするなどの手だてを講じることも効果的である。

(3) 参加体験型学習を取り入れよう

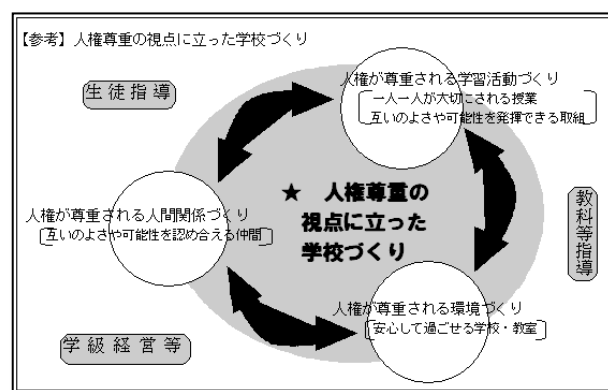
参加体験型学習とは、以前より人権教育において広く行われてきた学習形態である。児童生徒が主体的に学習に参加し、他者の意見を傾聴し、他者の思いに共感することで、他者を尊重し、自分自身の行為に対して責任を負おうとする人権感覚を伴った実践的態度を培うことを目的としている。ロールプレイング、シミュレーション、ドラマ等、多種多様な手法がある。

5 人権教育の指導の実践

(1) 人権教育の基礎的な指導を充実しよう

ア 確かな学力を育てよう

人権教育の基本は、各教科の目標や特質を踏まえて、人権尊重の精神に立脚し、社会に対する正しい見方や考え方を育て、豊かな人間性を養うことである。それには、全ての教科等で児童生徒の確かな学力を養うことが大切である。こうした学力が土台になって、人権に対する認識を深め、差別や偏見を許さない態度を養い、正しく判断し行動する力を育てることになる。



（「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」平成20年3月 文部科学省）

イ よりよい学級づくりに努めよう

互いを一人の人間として尊重し合い、相手の立場に立った言動がとれる温かい人間関係をつくり上げていくことが重要である。そのために、一人一人の願いや考えを大切にし、他者の悩みや問題を全員の問題として捉え、共に解決していこうとする公平・公正な態度や強い正義感を育て、心を開いて話し合うことのできる学級集団づくりに努めていくことが必要である。

ウ 人権尊重の精神に基づいた生徒指導に心がけよう

生徒指導においては、児童生徒の出生地や国籍、身体状況、性別、保護者の職業等によって差別しない人権尊重の精神を指導上の基盤としなければならない。そして、不合理な差別意識を与えないような配慮のもとで、存在感や充実感を味わうことのできる取組が必要である。各学校において実施すべき取組の一例として「性別を問わない名簿」（男女混合名簿）や「性別を問わない制服」の導入がある。社会的に男女共同参画が進んでいる中、学校においてもジェンダー（社会的性別）の視点に立って意識改革、慣行の見直しを進めていかなければならない。さらに、性的少数者の児童生徒に対しては十分な配慮をし、適切な対応をする必要がある。

また、児童生徒への指導において、児童生徒の意に反した性的・差別的な言動を行い、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントに該当することのないよう、児童生徒の人権を尊重し、心身の発達段階等に十分配慮することも大切である。

(2) 人権尊重の精神を培う学習を進めよう

人権教育の効果をあげるためには、全体計画・年間指導計画に基づいて、各教科等と関連付けながら児童生徒の発達段階に応じた系統的な学習を進めることが大切である。指導に当たっては、単なる知的理解にとどまることなく、体験的な活動を取り入れたり、効果的な教材の選定・開発に努めたりするなどして、児童生徒の五感に訴え、心を揺さぶり、より確かな人権尊重の精神の定着を図る必要がある。

ア 人権意識を形成する土台を国語科の文学教材を通して、育てよう

生命の尊さ、心の優しさ、愛の美しさ、人間の友愛や連帯を描いた作品等を読み味わうことによって、人間の尊厳や自己の生き方について考えたり、見つめたりすることができ、人権意識を形成する土台を育てることになる。

イ 人権についての正しい認識を培う社会科の授業を充実させよう

部落差別をはじめとする人権問題についての正しい認識を系統的に学習する場として、社会科が果たす役割は大きい。指導に当たっては、事実や事象についての単なる知的理解だけでなく、厳しい差別の中でも人間らしい生活を求め前向きに生きてきた姿を共感的に捉えさせ、社会における差別や偏見の不当性・不合理に気付くよう支援することが大切である。

【社会科における人権教育の目標】

- 基本的人権の尊重が民主的な社会生活の基本であることを理解する。
- 人権問題の課題の一つである部落差別については、歴史的・社会的な背景を科学的に認識し、現代における重要な課題として、その解決に意欲的に取り組む実践的態度と能力を身に付ける。

ウ 人権教育の尊重を培う道德教育及び特別活動の指導を充実させよう

道德教育の目標には、「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うこと」とある。この目標を達成することは、児童生徒の心の中に確かな人権意識を育んでいくことに他ならない。

【道德教育の指導事例】

- ・ 障害者に対する差別や男女差別等の人権に関する重要課題、個性や多様性の尊重等の題材について話し合うことにより、人権についての知識や実践的態度を培う。

特別活動では、学級や学校生活における集団活動や体験的な活動を通して、一人一人のよさを互いに認め合うことができる態度を培うことが大切である。

【特別活動の指導事例】

人権に関する意見発表や福祉体験等の発表、講演会、人権劇や映画・ビデオ視聴、異年齢交流等を通して、人権意識を育成する。

〔福祉体験活動〕

文化祭等の学校行事の際に車椅子、手話、点字、高齢者疑似体験等の活動を行い、介助する側、される側の両方の立場に立ち、互いの思いを共感的に捉える。

〔異学年交流活動〕

児童会・生徒会活動等において、異学年が交流する活動を計画し、主体的に活動する力や互いを思いやり、行動する力を高める。

エ 総合的な学習の時間を通して、人権意識をより確かなものにしていこう

各教科等での人権尊重の精神を培う学習を関連付け、横断的・総合的に扱っていくことは効果的である。特に、ボランティア活動や高齢者・障害のある人々との交流等、体験活動の充実を図ることによって、より豊かな人間性を育成することは大切である。

【総合的な学習の時間での指導事例】

- ・ 障害者、高齢者、幼児等、様々な人々と触れ合う体験活動を通して、その存在のすばらしさに気づき、共に生きる姿勢を確かなものにする。〔人権・福祉〕
- ・ 外国の人たちとの交流等の体験活動や調査活動を通して、人種や国境を越えた人間尊重の精神を育む。〔人権・国際理解〕

【人権に関する国及び県の法律・計画等】

国	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	(平成 12 年 12 月)
	「人権教育・啓発に関する基本計画」	(平成 14 年 3 月)
	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」	(平成 16 年 6 月)
	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕」	(平成 18 年 1 月)
	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」	(平成 20 年 3 月)
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	(平成 28 年 4 月)
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	(平成 28 年 6 月)
	「部落差別の解消の推進に関する法律」	(平成 28 年 12 月)
	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」	(令和 3 年 3 月)
	「こども基本法」	(令和 5 年 4 月)
	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」	(令和 5 年 6 月)
	「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」	(令和 5 年 6 月)
県	「部落差別を解消するための教育基本方針」	(令和 2 年 12 月一部改正)
	「あいちの教育ビジョン 2025」	(令和 3 年 2 月)
	「愛知県人権尊重の社会づくり条例」	(令和 4 年 4 月)
	「あいち人権推進プラン」	(令和 6 年 3 月)